◇公表基準等の解説◇

改正実務対応報告第 40 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」の概要

ASBJ アシスタント・ディレクター 宮治 哲司

1. はじめに

企業会計基準委員会(以下「ASBJ」という。)は、2022 年 3 月 17 日に、改正実務対応報告第 40 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(以下「本実務対応報告」という。)を公表した¹。本実務対応報告は、ASBJ が 2020 年 9 月 29 日に公表した実務対応報告第 40 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(以下「2020 年実務対応報告」という。)を一部改正するものである。本稿では、本実務対応報告の概要を紹介する。なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、ASBJ の見解を示すものではないことをあらかじめ申し添える。

2. 本実務対応報告公表の経緯

2020年実務対応報告は、2014年7月の金融安定理事会(FSB)による提言に基づく金利指標改革(以下「金利指標改革」という。)が進められている中で、ロンドン銀行間取引金利(London Interbank Offered Rate。以下「LIBOR」という。)の公表が2021年12月末をもって恒久的に停止され、LIBORを参照している契約においては参照する金利指標の置換が行われる可能性が高まっていることに対応し、LIBORを参照する金融商品について必要と考えられるヘッジ会計に関する会計処理及び開示上の取扱いを明らかにすることを目的としたものである。しかし、2020年実務対応報告では、2020年実務対応報告の公表時には金利指標の選択に関する実務や企業のヘッジ行動について不確実な点が多いため、公表から約1年後に、金利指標置換後2の取扱いについて再度確認する予定であるとしていた。

¹ 本 実 務 対 応 報 告 の 全 文 に つ い て は 、 ASBJ の ウ ェ ブ サ イ ト (https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/practical_solution/y2022/2022-0317.html) を参照のこと。

² 金利指標置換時より前の期間を金利指標置換前、後の期間を金利指標置換後という(本実務 対応報告第4項(3)及び(5))。なお、金利指標置換時は、本実務対応報告第4項(4)において 金利指標改革に起因して公表が停止される見通しである LIBOR に関して、ヘッジ対象の金融 商品及びヘッジ手段の金融商品の双方の契約において後継の金利指標を基礎とした計算が開

一方、2020 年実務対応報告の公表後の 2021 年 3 月に、英国金融行為規制機構(FCA)は、LIBOR の運営機関である ICE Benchmark Administration が 2020 年 11 月に公表した市中協議における提案に基づき、LIBOR の公表停止時期を確定するアナウンスメントを正式に行い、その中で、米ドル建 LIBOR の翌日物、1 か月、3 か月、6 か月及び 12 か月物については、2021 年 12 月末ではなく、2023 年 6 月末をもって公表停止されることとされた。また、2021 年 9 月に、英国 FCA は、代替金利指標への移行が真に困難な既存契約(タフレガシー)へのセーフティネットとして、従来の日本円建 LIBOR 及び英国ポンド建LIBOR の一部のターム物について、市場データを用いて算出する疑似的な LIBOR(以下「シンセティック LIBOR」という。)を構築するための権限を行使することを公表した。

ASBJ は、これらの状況及び 2020 年実務対応報告の公表以後に当委員会に寄せられた意見を受けて、金利指標置換後の取扱いの再確認について 2021 年 10 月より審議を開始し、2021 年 12 月に実務対応報告公開草案第 62 号(実務対応報告第 40 号の改正案)「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い(案)」を公表して広く意見を求めた。

本実務対応報告は、上記の公開草案に寄せられた意見を踏まえて検討をしたうえで公表するに至ったものである。

3. 本実務対応報告の概要

(1) 本実務対応報告における改正点

① 金利指標置換後の会計処理に関する取扱いの適用期間の延長

本実務対応報告では、金利指標置換後の会計処理に関する取扱いの適用期間を 1 年延長し、2024年3月31日以前に終了する事業年度までとすることとしている。

本実務対応報告公表の経緯に記載したとおり、米ドル建LIBORの一部のターム物について、公表停止時期が2023年6月末に延期された。これにより、2020年実務対応報告における金利指標置換後の会計処理に関する取扱いの適用期間が米ドル建LIBORの公表停止時期より先に終了することとなった。これについて、金利指標置換後の取扱いについての再確認の過程では、米ドル建LIBORを参照する契約の規模が日本円建LIBORに匹敵するものであることや、米ドル建LIBORから後継金利への移行に関する困難性が存在すること、さらに、金利スワップの特例処理などの適用について問題が生じる可能性があることなどが見出された。そのため、金利指標置換後の会計処理に関する取扱いの適用期間を一定程度延長すべきとの意見が聞かれた。

一方、金利指標置換後の会計処理に関する取扱いの適用期間について、2020 年実務対応報告の開発の過程では、金利指標置換後においては、置換後の金利指標に基づいてヘッジ

始される時点(双方の契約において時点が異なる場合はいずれか遅い時点)をいうと定義されている。

有効性の評価や会計処理を行うことが、ヘッジ会計の趣旨に適った会計処理であり、特例 的な取扱いを定めることは、有用な財務情報を提供する観点としては望ましいとはいえな い可能性があるとされていた。

これらを考慮すると、米ドル建 LIBOR に関して 2020 年実務対応報告の適用期間を 1 年延長し、2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度まで延長することが考えられた。しかし、米ドル以外の通貨建ての LIBOR に関する不確実性が完全になくなったということでもなく、また、適用期間を延長しても濫用のおそれがないと考えられた。そのため、本実務対応報告では、金利指標置換後の会計処理に関する取扱いの適用期間を米ドル建 LIBOR とそれ以外の通貨建 LIBOR を分けることなく、一律に 2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度まで延長することとしている。

② 金利指標置換後の会計処理に関する取扱いの適用期間を 1 年延長した場合の取扱い

(a) 金利スワップの特例処理及び振当処理に関する金利指標置換後の会計処理の定めの趣旨の明確化

本実務対応報告では、2020 年実務対応報告第 19 項になお書きを追加し、金利指標置換後に金利スワップの特例処理に係る日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品実務指針」という。)第 178 項の⑤³以外の要件が満たされている場合には、2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度の翌事業年度の期首以降も金利スワップの特例処理の適用を継続することができることを明確化することとしている。なお、振当処理についても 2020 年実務対応報告と同じく、金利スワップの特例処理と同様に適用することができることとしている。

金利指標置換後の取扱いの再確認の過程では、金利スワップの特例処理及び為替予約の振当処理(以下「金利スワップの特例処理等」という。)に関する金利指標置換後の会計処理について定めた 2020 年実務対応報告第 19 項について、その趣旨、すなわち、この定めは金利指標置換後の会計処理に関する取扱いの適用期間が終了した後も金利スワップの特例処理等を継続できることを意図したものなのかどうかを明確化すべきという意見が聞かれた。

2020 年実務対応報告第 19 項の定めは、金利スワップの特例処理等について、ヘッジ会計の原則的処理方法(繰延ヘッジ)に関する金利指標置換後の会計処理の定めと同様の効果を意図して設けられているものであった。2020 年実務対応報告では、ヘッジ会計の原則

_

³ 金融商品実務指針第 178 項の⑤は、金利スワップの特例処理が認められるための要件 として、金利スワップの受払条件がスワップ期間を通じて一定であること(同一の固定 金利及び変動金利のインデックスがスワップ期間を通じて使用されていること)を定め ている。

的処理方法(繰延ヘッジ)について、金利指標置換後の会計処理に関する取扱いの適用期限が到来した後にもヘッジ会計の適用を継続することが可能となることを意図した定めが設けられている。

さらに、2020 年実務対応報告第 19 項では、同項で定める特例的な取扱いを継続している間、再度金利指標を置き換えたとしても、金利スワップの特例処理又は振当処理の適用を継続することができるとしている。この取扱いにより、金利指標の置換に起因して一時的に金融商品実務指針第 178 項の③から⑤の要件が満たされなくなったとしても、2023 年3月31日以前に終了する事業年度の翌事業年度の期首以降も金利スワップの特例処理の適用を継続するためには、改めて金利指標の置換を行うことで金融商品実務指針第 178 項の⑤以外の金利スワップの特例処理の要件が満たされるような金利指標の置換が行われることが想定されていた。

これらの考え方は、2020 年実務対応報告について新たな解釈を示すものではない。しかし、本実務対応報告の定めに関して多様な解釈が生じることで、実務に意図しない影響を及ぼすことが考えられたため、2020 年実務対応報告の開発時の考え方を本実務対応報告で明確化することとしている。

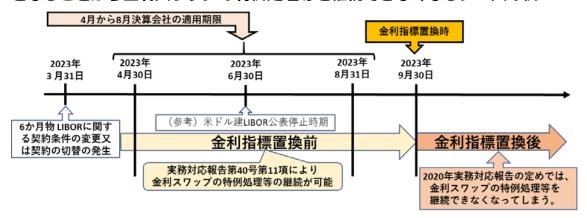
(b) 金利スワップの特例処理等に関する取扱い

本実務対応報告では、2020 年実務対応報告に第 19-2 項を追加し、金利指標置換時が 2024年3月31日以前に終了する事業年度の期末日までに到来していない場合であっても、 2024年3月31日以前に終了する事業年度までに行われた契約条件の変更又は契約の切替が金利スワップの特例処理に係る金融商品実務指針第 178 項の⑤以外の要件を満たしているときは、2024年3月31日以前に終了する事業年度の期末日後に到来する金利指標置換時以後も金利スワップの特例処理の適用を継続することができることとしている。なお、この取扱いは振当処理にも同様に適用することができることとしている。

前記(1)で記載したように、本実務対応報告では、金利指標置換後の会計処理に関する取扱いの適用期間を2024年3月31日以前に終了する事業年度まで延長することとしている。しかし、米ドル建 LIBOR の一部のターム物の公表停止時期が2023年6月末とされたことに伴い、金利指標置換前において金利スワップの特例処理の要件を満たしていた取引に関して、金利指標改革に起因した金利指標の置換がなされ、かつ、当該金利指標置換時以後において金融商品実務指針第178項の⑤以外の金利スワップの特例処理の要件を満たしている場合であっても、金利指標置換時が2020年実務対応報告第19項の適用期間より後であるという理由で金利スワップの特例処理等が適用できなくなる場合が想定された。例えば、2023年3月末に6か月物LIBORに関する契約条件の変更又は契約の切替を行い、次回の金利更改日より後継の金利指標を基礎とする計算を開始するとした場合には、金利指標置換時は2023年9月末となる。これについて、2020年実務対応報告は2020年実務対応報告第19項の適用期限以後も金利スワップの特例処理を継続するための要件として当該期限までに金利指標置換時が到来していることを求めていた。そのため、4月から8月まで

に決算を迎える企業は金利指標置換時より前に 2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度が到来し、当該事業年度末で金利指標置換後の会計処理に関する取扱いの適用期間が既に終了していることから、金利指標の置換が行われる 2023 年 9 月末以降に到来する決算期からは金利スワップの特例処理を継続することができなくなることとなる 4。この結果、本実務対応報告で 2020 年実務対応報告第 19 項になお書きを追加する提案の効果が減殺されることが考えられた(図表参照)。

【図表】金利指標置換時が 2020 年実務対応報告第 19 項の適用期間より後となることから金利スワップの特例処理等を継続できなくなるケースの例



これについて、金利指標の置換が 2020 年実務対応報告第 19 項の適用期間より後であるという理由のみにより機械的に金利スワップの特例処理が継続できないとすることは、有用な財務情報の提供につながらない可能性があると考えられた。そこで、金利指標置換時が 2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度までに到来していない場合であっても、2024年 3 月 31 日以前に終了する事業年度までに行われた契約条件の変更又は契約の切替が金融商品実務指針第 178 項の⑤以外の金利スワップの特例処理の要件を満たしているときには、2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度の期末日後に到来する金利指標置換時以後も金利スワップの特例処理を継続することができることとしている。また、適用にあたって一定の歯止めを設ける観点から、契約条件の変更又は契約の切替が本実務対応報告第 19 項の適用期間内に行われることを求めることとしている。

(2) その他の事項

① シンセティック LIBOR に関する取扱い

金利指標置換後の取扱いについての再確認の過程では、シンセティック LIBOR の本実務 対応報告上の取扱いを明確化すべきであるとの意見が聞かれた。

⁴ 2023 年 4 月から 8 月決算時は金利指標置換前の状態であることから本実務対応報告第 11 項が適用される。そのため、金利スワップの特例処理を継続することができる。

シンセティック LIBOR は、ターム物リスク・フリー・レート(日本円建 LIBOR であれば東京ターム物リスク・フリー・レート)に、国際スワップ・デリバティブ協会(ISDA)による LIBOR から代替金利指標への置換に係る所定のスプレッド調整を加味したレートとして算出することとされている。そのため、シンセティック LIBOR は、既存の LIBOR と同様に「LIBOR」の名称を用いて公表されるものの、公表が停止される LIBOR とは実質的に異なるものであると考えられる。

シンセティック LIBORへの移行は通常は金利指標の置換に該当すると考えられるが、当該金利指標の置換が本実務対応報告の適用範囲に含まれるかどうかの判断に関しては、本実務対応報告では既に「経済効果が概ね同等となることを意図した契約条件の変更」に該当するかどうかの判断の指標が例示されており、その他の金利指標の置換と同様に当該指標に従って判断することとなる。したがって、シンセティック LIBOR についてのみ取扱いを明示することはしないこととしている。

② 本実務対応報告公表後の取扱い

本実務対応報告の審議の過程では、2020 年実務対応報告と同様に本実務対応報告の公表から約 1 年後に金利指標置換後の取扱いについて再度確認を行う予定とするかどうかについて検討を行った。

これについては、本実務対応報告の公表時点で、米ドル建て以外のLIBORに関する不確 実性が完全になくなったということでもなく、将来さらなる対応が必要となる可能性があ るため、1年後に限定せず、将来必要な場合には改めて確認を行うこととしている。

4. 適用時期の取扱い

2022年に改正された本実務対応報告は、公表日、すなわち 2022年3月17日以後適用できることとしている。

5. おわりに

ASBJ では、3.(2).②の本実務対応報告公表後の取扱いに記載したとおり、本実務対応報告が最終化された後も必要に応じて金利指標置換後の取扱いについて再度確認を行うこととしている。そのため、引き続き、関係者のご理解とご協力をお願いしたい。